

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定により、第46条第4項第2号の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号
第5号
- (2) 登録教習機関の名称
一般社団法人磐田労働基準協会
- (3) 登録教習機関の住所
磐田市見付2970-5
- (4) 登録教習機関の代表者
変更前：代表理事 鈴木 芳明
変更後：代表理事 西郷 陽彦
- (5) 登録教習機関の事務所の名称
一般社団法人磐田労働基準協会
- (6) 登録教習機関の事務所の所在地
磐田市見付2970-5
- (7) 変更年月日
令和8年5月22日

令和8年8月12日

静岡労働局長